直島ホール (直島町民会館) の葬儀利用時における運用の変更について

教育委員会では、町民の冠婚葬祭を最優先しつつ、直島ホールの更なる有効活用を図るため、集会所棟が葬儀で利用される場合でも、ホール棟が予約したとおりに使用できるよう、平成30年4月1日から下記の内容で運用を変更します。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

これまでの運用	変更後の運用
【申請時】	【申請時】
葬儀利用が生じた場合は、	葬儀利用が生じた場合は、
全館(集会所棟・ホール棟)の使用ができなくなる旨を予め同意のうえで	集会所棟:使用ができなくなる旨を予め同意のうえで使用許可を受ける。
使用許可を受ける。	ホール棟:使用するうえで必要な制限(下記①~④)を予め同意のうえで
	使用許可を受ける。
【葬儀が出た場合】	【葬儀が出た場合】
集会所棟またはホール棟を既に申請している場合は、日程や場所の変更、	ホール棟のみの使用ができる。ただし、通夜から出棺までの時間帯について
またはキャンセルをする。	は、以下①~④の制限を遵守したうえで利用する。
	①直島ホール西側(県道側)駐車場を利用せず、屯所奥駐車場または旧ケシ
	ノク池駐車場を利用する。(図参照)
	②大音量(ホール棟外まで音が響くこと)を伴うものは、通夜・葬儀の読経、
	及び出棺時などの時間帯は避ける。
	③ホール棟の出入口は、北側(集会所棟側)以外の場所を利用する。(図参照)
	④集会所棟トイレを使用する場合は、東側町道から出入りする。(図参照)

